

法制化時代、協同労働を地域づくりに活かすこと②

特集にあたって

本号は前号(8月号)に引き続き、「法制化時代、協同労働を地域づくりに活かすこと」をテーマに、法制化後に新しい「協同労働の協同組合」の法人格を活用する人をメインターゲットとした特集です。

前号は、すでに労働者協同組合ならびに協同労働組織で働いている人の実感や想いを中心に掲載しました。本号では引き続き、協同労働で働く組合員の取り組み紹介に加え、組合員でない人が協同労働の法人格を地域に活かすことの意味をどのように考えるのかを念頭においた内容を掲載しています。

コミュニティはうすシナモンは、所長だけが責任をもつという運営をしてきた結果、2008年から2010年の3年間で3人の所長が辞め、その度に現場の運営が崩れました。その後現在にいたるまで渡邊たみ子さんが所長になります。そして今年、町田市で唯一、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスA、B両方を展開するようになりました。その背景には、日常的には働く仲間同士の信頼関係を築きながら、一人ひとりの組合員に事業所を運営する当事者として多くのことを求め、働く者が主体者となり、協同決定するという協同労働の働き方を実現してきたことがあります。それとともに何事も断らずに徹底的に利用者に寄り添うことを大切にするところから生まれた「ちょいこまサポート事業」の実績が自信につながりました。協同労働の核である「協同決定」する環境づくりや、一人ひとりの主体性を高める取り組みは、協同労働の協同組合の事業・運動の基盤になるものであり、これは協同労働の協同組合組織をつくる上で、外してはならない視点であると考えています。

センター事業団東関東事業本部部長の大場寛さんからは、佐倉市中志津自治会での協同労働による仕事おこし準備会についてご執筆いただきました。今、中志津自治会では、学習会を通じて、3つの仕事おこしチーム(農園チーム、暮らしのサポートチーム、居場所チーム)が立ち上がっています。前号で広島市の協同労働プラットフォーム事業の山口豪さんが考察していたのと同様に、大場さんより協同労働組織が立ち上がるときに何を大切にするのか、どのように協同労働のプラットフォームの基盤をつくるのか、そのときにどのような課題が出たのか等を考察しています。今後、全国各地で住民主体の協同労働による仕事おこし組織がつけられたとき、ここから学びとるものがあると思います。

中小企業家同友会豊島支部支部長の丸山牧夫さんからは、中小企業と協同労働の協同組合のつながりや連携の可能性を話していただきました。中小企業といっても、多様な考えや理念を持った経営者がいます。そのため「中小企業と協同労働組織のつながり」を漠然と考えるのではなく、一人ひとりの中小企業の経営者と知り合い、協同労働の協同組合との関係を深めることの大切さをお話しいただきました。丸山さんは中小企業と協同労働組織の連携の1つのあり方として、障がい者や働くことが困難な方々など、多様な方が働ける環境をどうつくるのかという点を挙げられました。当初、私は中小企業から協同労働の協同組合法人への転換を視野に入れながら懇談をしましたが、それ以上にそれぞれの中小企業の方々の具体的な課題や想いに耳を傾ける必要性に気付きました。

全国大学生協連顧問の庄司興吉さんは、「主権者の事業としての協同組合」をテーマにご執筆いただきました。協同組合組織の中でも、とりわけ大学生協と労働者協同組合に触れています。「政治的・経済的・文化的主権者を育てる大学生協」「真の社会的主権者の事業としての労働者協同組合（ワーカーズコープ）」として、協同組合の事業の主権者に着目し、その必要性を述べています。庄司レポートは、当事者性や主体性を持つことが書かれたシナモンの渡邊レポートとあわせて読んでいただきたいと考えています。

最後に、協同組合振興研究議員連盟の幹事長の山田俊男議員より、JA改革を「他山の石」として、協同労働の協同組合の法制化やこれからの協同組合運動に活かしてほしいとの主旨でご執筆していただきました。農協改革を例にして、協同組合のあり方を見つめ直し、地域のなかで協同の仕組み、取り組みをつくり、国民の理解と支援を得なければならないことが述べられています。これは農協だけの話だけではなく、協同組合の社会的役割と使命が揺らぎ始めているときだからこそ、協同組合の歴史から現在・未来のあり方を同世代の若い組合員や職員で考えあいたいと30代の若い私自身は感じました。

「法制化時代」は、協同労働の協同組合が社会の多くの場面で試されることを意味します。法制化が施行されるとき、既存の組織から協同労働の協同組合組織への移行や、新しく始めから組織を立ち上げたい人が協同労働の協同組合組織をつくるのが想定できます。そのときに一番重要なことは、住民や市民が協同労働の協同組合の組合員になるときに当事者性や主体性が問われることを前号と本号を担当して感じました。それとともに具体的に組織をつくる際の定款例や移行する際の具体的、実務的に必要なことなどの問いが残されています。協同総合研究所も協同労働の協同組合グループの一員として、そのような環境整備と具体的に新しい法人への移行、設立するときの課題や問いを出し、その解決のあり方を考えることが喫緊の課題になっています。

（協同総合研究所 事務局長 相良孝雄）